

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大阪府箕面市

第V期

箕面市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 箕面市みどりまちづくり部農業振興室
所在地 大阪府箕面市西小路4-6-1
電話番号 072-724-6728
FAX番号 072-722-2466
メールアドレス nousei@maple.city.minoh.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、シカ、ニホンザル、アライグマ、ハクビシン、カラス、スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ、サギ、カワウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	大阪府箕面市（全域）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度から令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状				
	年度	R1	R2	R3	品目
イノシシ	面積(a)	26	33	31	水稲・果樹・野菜・いも類・花卉等
	金額(千円)	1,183	730	487	
シカ	面積(a)	28	74	108	水稲・豆類・果樹・野菜・いも類・花卉等
	金額(千円)	585	1,142	1,491	
ニホンザル	面積(a)	56	65	62	水稲・果樹・野菜・いも類等
	金額(千円)	525	840	1,398	
アライグマ	面積(a)	12	7	16	果樹・野菜等
	金額(千円)	509	1,365	446	
カラス	面積(a)	8	15	20	水稲・果樹・野菜・花卉等
	金額(千円)	468	577	986	
スズメ・ムクドリ	面積(a)	16	49	17	水稲・果樹・野菜・花卉等
	金額(千円)	325	802	336	
サギ・カワウ	面積(a)	0	0	0	
	金額(千円)	0	0	0	
その他 *ハクビシン等	面積(a)	10	18	11	水稲・豆類・果樹・野菜・花卉等
	金額(千円)	502	25	324	
合計	面積(a)	156	261	265	
	金額(千円)	4,097	5,481	5,468	

(2) 被害の傾向

平成22年3月箕面市鳥獣被害防止対策協議会の設立以降、関係機関と連携を進め、国費「鳥獣被害防止総合対策交付金」等を活用し、「捕獲」と「防除」の両面から対策を講じるとともに、箕面市農業委員会を中心とした「遊休農地解消対策」により鳥獣の隠れ場所の根絶にも取り組んできた。その結果、令和元年度から令和3年度にかけて農林業被害額は概ね500万円/年前後で推移し、本協議会設立以前の平成19年度から平成22年度にかけての概ね1,000万円/年と比較し、被害額は半減以上の収縮となっている。

しかしながら、イノシシやシカなどの大型獣被害は、山すそ部から侵入防止柵の設置ができていない地区などにおいて被害が継続して発生しており、また、アライグマやハクビシンなどの小動物被害では、捕獲檻の貸出しで一定の効果が現れているものの、依然として被害が発生している。

有害鳥獣による農業被害は、農業生産の意欲減退をもたらし、耕作放棄地の発生や離農にもつながりかねず、住宅地へも出没し人馴れによる人身被害なども懸念される場所である。

○イノシシ、シカ（大型獣）

特に止々呂美地区では、進入防止柵の設置が十分でない地域において被害が増加傾向にあるほか、粟生間谷、新稲地区など山麓部から続く市街化調整区域農地を中心に、夏場から秋にかけて、果樹、野菜を中心に被害を受けている。

○ニホンザル

ニホンザルについては山間部のえさ場への誘導や警備、追い払い、電気柵の設置などの対策の成果があがっているものの、被害は増加しており、止々呂美地区等で果樹、野菜を中心に被害を受けている。

○アライグマ、ハクビシン

捕獲檻の貸し出しで一定の成果はあるが、市内において春から夏にかけて、野菜を中心に被害を受けている。

○カラス

市内全域において、春過ぎから秋口にかけて、果樹、野菜を中心に被害を受けている。

○スズメ、ムクドリ、ヒヨドリ

市内全域において、依然として水稻を中心に被害を受けている。

○サギ、カワウ

止々呂美漁業組合が余野川で事業用に放流しているマス等への影響が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

野生鳥獣による農作物被害は、近年、500万円前後で推移している状況。第Ⅴ期計画「令和6年度 被害軽減目標」は、第Ⅳ期の被害状況と大阪府における有害鳥獣の管理目標値から勘案し、鳥獣区分について、第Ⅳ期計画（令和元年度～令和3年度）の被害金額の平均値の3割減を目標とする。

【鳥獣区分別の被害軽減目標】

(単位：千円)

指標	現状値 (R3年度)	第Ⅳ期期間平均 (R1-R3年度)	被害軽減目標値 (R6年度)
イノシシ	487	800	560
シカ	1,491	1,072	750
ニホンザル	1,398	921	645
アライグマ	446	773	541
カラス	986	677	474
スズメ・ムクドリ	336	486	340
サギ・カワウ	0	0	0
その他 *ハクビシン等	324	284	199
合計	5,468	5,013	3,509

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ○猟友会による銃猟及び捕獲檻（箱わな）を実施 ・大型（イノシシ、シカ用）44基 【活動費補助】 猟友会に対し国及び市費の補助 ○有害外来獣に対する小型捕獲檻の活用 ・小型（アライグマ用）46基 	<ul style="list-style-type: none"> ○捕獲の担い手不足 ○被害場所に捕獲檻が適切・迅速に配分、又は設置できるように、檻の稼働状況を把握する。

	従来講じてきた被害防止対策	課題
防護柵の設置等に関する取組	<p>○農作物の食害、踏み倒し、畦畔の掘り起し等の被害に対して、地域全体として効果を高めるため、国補助金を活用し進入防止柵の設置を支援</p> <p>【進入防止柵（R1～R3）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 止々呂美地区 金網柵 434m 電気柵 215m 	<p>○進入防止柵未整備地における被害の集中</p> <p>○経年劣化、倒木落石損傷等による防除柵の更新・補強</p> <p>○ニホンザルに対するなどの対策警備、追い払い</p>
生息環境管理その他の取組	<p>○農業委員会の農地パトロールにて、雑草繁茂や不耕作地について土地所有者等へ指導を行い遊休農地化を防止</p>	<p>○農地の担い手不足</p>

(5) 今後の取組方針

<p>①鳥獣別対策</p> <p>○大型獣（シカ、イノシシ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用した地域・集落での広域的な金網柵の設置推進により防除効果を上げる。地元農業者等と情報共有をはじめ連携し、進入防止柵の効果的な設置箇所の選定など投資効果の高い設置としていく。特に、第V期計画では、止々呂美地区を中心に広域柵を設置する。 ・今後、新たな農業被害等が発生し、地元農業者等から防除の要望が出た場合、状況を把握し、必要に応じて、進入防止柵の設置や ICT 設備の活用等、適切に対応する。 ・捕獲檻（設置場所）毎の捕獲頭数などの調査を行い、被害発生箇所と捕獲檻の設置のより効果的な運用を図る。 ・ほ場周辺の雑草・木の刈払いや餌場の除去等、集落環境を整備する取り組みを地元実行組合を通じて推進する。 <p>○ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、教育委員会（天然記念物室）において、山間部（えさ場）への誘導、見回り、追い払い活動等を実施する。 <p>○アライグマ、ハクビシン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市（農業振興室と環境動物室）及びJA大阪北部との連携により被害があり、檻貸し出しの要望があれば迅速に対応する。 <p>○鳥類（カラス、スズメ、ヒヨドリ等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防鳥網、テグス設置など、自衛（追い払い等）のための啓発をする。 <p>②遊休農地解消対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会において、各地区毎に担当農業委員が農地パトロールを月2回実施し、有害鳥獣のすみかとなる遊休農地については、その解消に向けて、引き続き指導する。 <p>③担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の新規取得促進による捕獲担い手の育成を進める。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>○外部団体へ捕獲の委託（令和4年度：大阪府猟友会（箕面支部）） ・有害鳥獣捕獲従事者 銃17名、罾10名、網3名</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度 ～ 令和6年度	イノシシ シカ	銃による有害駆除とともに、被害発生箇所と捕獲檻の設置の効果的な運用を図り、捕獲委託団体等による捕獲を実施する。
	アライグマ ヌートリア	捕獲檻を農家等に貸出し、捕獲を支援していく。捕獲個体は府処理施設等において安楽死処理を行う。
	カラス スズメ ムクドリ	被害の多い地区の畑・田への防鳥網・防雀網の設置やテグスの設置等被害防止対策を啓発する。（アドバイザーによる講習会等）

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第4期)(計画期間[令和4～8年度]北部地域の捕獲数の目安として、年間捕獲数500頭を目指す。)、大阪府シカ第二種鳥獣管理計画(第5期)(計画期間[令和4～8年度]北部地域の捕獲数の目安として、年間捕獲数1,550頭を目指す。)、第4期大阪府アライグマ防除実施計画(令和3～7年度、個体数の増大や分布拡大を阻止し、被害の低減化を図ることを目標とする。)に基づき、個体数調整を行うとともに、有害鳥獣捕獲を実施した農作物等の被害軽減を図る。</p> <p>○第IV期中の捕獲頭数は、イノシシ116頭（平均年37頭）、シカ341頭（平均年114頭）、アライグマ67頭（平均年22頭）となっており、各鳥獣において、第IV期計画の計画捕獲頭数を下回っている。</p> <p>引き続き、個体数の増大を阻止し、被害の低減化を図るため、第V期の捕獲計画については、イノシシ、シカ及びアライグマの各鳥獣について、第IV期の捕獲計画頭数と同数を設定する。</p>

対象鳥獣	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	80頭	80頭	80頭
シカ	200頭	200頭	200頭
アライグマ	30頭	30頭	30頭

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ・シカ 地元、捕獲委託団体等と密接に連携し、毎年被害が確認されている箇所等重点的に大型箱わな等を設置する。捕獲檻やくくり罠は休眠期間が生じないようフル稼働に努める。</p> <p>○アライグマ、ハクビシン 農家に専用の捕獲檻を貸し出し、捕獲する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>銃猟におけるライフル銃の使用については、有害鳥獣捕獲期間中において、急峻な山間部での捕獲効率向上のため、ライフル銃を使用することがある。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
箕面市 (H19年4月 権限移譲済)	狩猟鳥獣及びダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、 カワラバト、ニホンザル、イタチ(メス)

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ シカ	○金網柵 止々呂美地区 745m	○金網柵(機能向上含む) ・地元農業者から被害報告や設置要望があれば、現地状況の調査や費用対効果等の検討を踏まえ、整備を行う。	○金網柵(機能向上含む) ・地元農業者から被害報告や設置要望があれば、現地状況の調査や費用対効果等の検討を踏まえ、整備を行う。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ シカ	○地元農業者にて、進入防止柵の点検や管理を行い、必要があれば、補修や機能向上の整備を行う。	○地元農業者にて、進入防止柵の点検や管理を行い、必要があれば、補修や機能向上の整備を行う。	○地元農業者にて、進入防止柵の点検や管理を行い、必要があれば、補修や機能向上の整備を行う。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

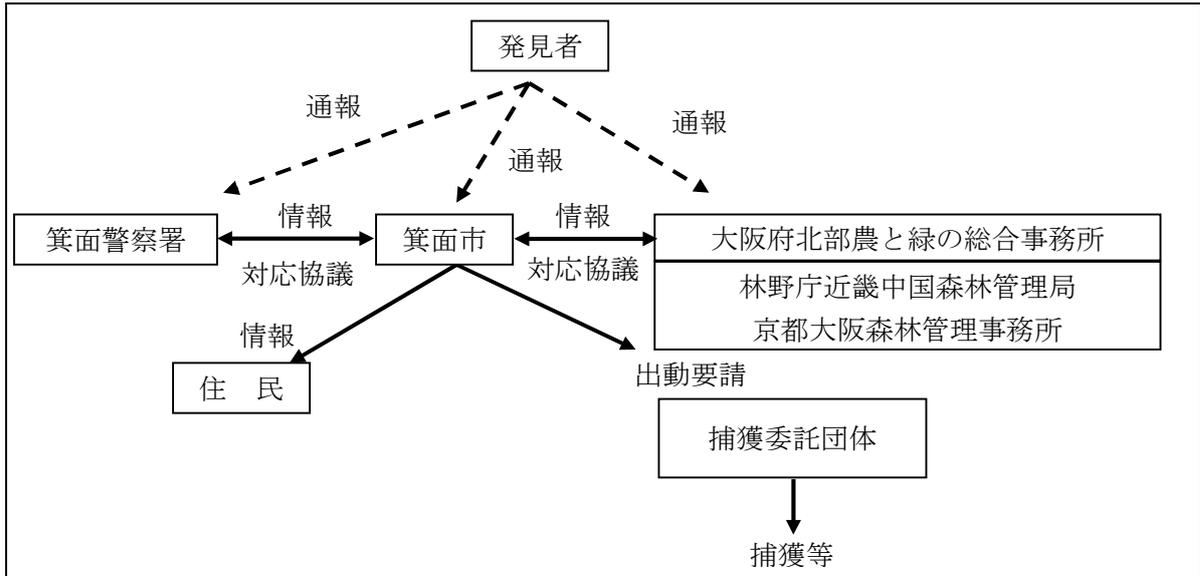
年度	対象鳥獣	取組内容
		実施なし

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
大阪府環境農林水産部 動物愛護畜産課野生動物グループ	獣害対策に係る助言・指導
大阪府北部農と緑の総合事務所	獣害対策に係る助言・指導
林野庁近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所	獣害対策に係る助言・指導
箕面警察署	周辺住民の安全確保
箕面市	周辺住民への周知活動、大阪府と捕獲委託団体への連絡、天然記念物野猿の管理
捕獲委託団体 (令和4年度：大阪府猟友会(箕面支部))	有害鳥獣捕獲駆除

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・イノシシ、シカは捕獲委託団体において適切に処理する。
(解体、施設での焼却等)
- ・アライグマ、ヌートリアは、獣医師等による安楽死措置後、焼却処分。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	利用なし
ペットフード	利用なし
皮革	利用なし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体 給餌、学術研究等)	利用なし

(2) 処理加工施設の取組

- ・取組なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

・取組なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	箕面市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役 割
箕面市みどりまちづくり部農業振興室	協議会の事務局担当、有害鳥獣の農作物被害状況の確認、各種関係機関との連絡調整、協議会に関する連絡及び調整
箕面市みどりまちづくり部環境動物室	有害鳥獣の捕獲許可に関する事務、捕獲委託団体との日常的な連携及び調整
箕面市教育委員会	ニホンザルに対する対策調整、箕面山ニホンザル保護管理委員会等との連携及び調整
箕面市農業委員会	有害鳥獣の農作物被害状況の情報収集、各地域からの意見収集、耕作放棄地の指導
捕獲委託団体 (令和4年度：大阪府猟友会（箕面支部）)	有害鳥獣の生息状況収集・捕獲・技術講習
大阪府森林組合	有害鳥獣の森林被害情報収集、対策支援
大阪北部農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導
大阪府北部農と緑の総合事務所 (オブザーバー)	有害鳥獣の被害対策に関する助言・指導
林野庁近畿中国森林管理局 京都大阪森林管理事務所 (オブザーバー)	箕面国有林内の有害鳥獣の動向と被害対策に関する助言・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
大阪府立環境農林水産総合研究所	有害鳥獣被害防止にかかる情報提供、指導助言
大阪府農業共済組合北部支所	有害鳥獣の農作物被害状況の確認、対策支援
箕面市警察署生活安全課	有害鳥獣の情報収集、対策協議

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊は組織せず、捕獲委託団体による既存の捕獲体制を継続する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

南丹北摂地区の鳥獣被害防止対策協議会と連携し、被害状況の情報交換により有害鳥獣捕獲体制を強化する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・特になし